

30 答申第1号
平成30年5月7日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成30年4月6日付け30総第37号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

市が実施する集団検診において、FAXによってなされた集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

【健康福祉部健康推進課】

1 審議会の結論

市が実施する集団検診において、FAXによってなされた集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することは、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと判断する。

2 実施機関による説明

市では、個別医療機関以外で実施する集団検診において、「大腸がん」、「子宮頸がん」及び「乳がん」等を含む複数のがん検診をセットで同日・同会場にて実施する予約制の検診である「セット検診」を平成30年度から全市域で導入することとしており、これにより集団検診の定員が拡大することとなった。

これまで集団検診については、セット検診のみを予約制とし、予約の受付については、「コールセンター」及び「FAX」を活用したものであったが、今回のセット検診の拡充を機に、市民サービスの更なる向上を図るため、全ての集団検診を予約制とすることとしている。このことに伴い、受付体制の強化が不可欠となったことから、平成30年度からは「インターネット予約システム」を導入することとしている。

インターネット予約システムを運用する上では、集団検診の対象者への情報提供のため、市のホームページ上で集団検診の予約状況をリアルタイムに表示することが重要で

あることから、コールセンターやFAX受付を含む全ての予約情報を本予約システムに反映させ、委託事業者が設置する本予約システム用サーバーにて一元管理することとしている。

これらのことから、市が受け付けたFAXによる集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することは公益上の必要性がある。

また、市と本予約システムは、専用線により接続されており、外部のインターネット環境とは切り離された市のLGWAN環境下にある。LGWANは、市が取り扱う個人情報保護を目的として構築されたシステム環境であり、個人情報保護の堅牢度は強固なものとなっている。サーバーを設置・管理する委託業者には、個人情報保護に関する内部規定の設置やプライバシーマークが付与されていることを条件とすることとしている。

さらには、本予約システムへのアクセスに関しては、事前にID・パスワードの登録を行った職員のみが、直接データの入力を行うこととする。

これらの対策を講じることにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考ええる。

3 審議会の判断

集団検診の予約に関する情報をインターネット予約システム用サーバーにて一元管理するために、市が受け付けたFAXによる集団検診の予約に関する情報を、委託事業者が設置するインターネット予約システム用サーバーへ提供することは、市のホームページ上で集団検診の予約状況をリアルタイムで表示するために必要であり、公益上の必要性がある。

また、市と本予約システムは外部のインターネット環境とは切り離された市のLGWAN環境下にあるものであり、サーバーを設置・管理する委託業者には、個人情報保護に関する内部規定の設置やプライバシーマークが付与されていることを条件とすることや本予約システムへのアクセスに関しては、事前にID・パスワードの登録を行った職員のみが、直接データの入力を行うことといった適切な措置がなされているため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと考えられることから、冒頭のとおり結論付ける。